

## インドネシア：法務大臣規則による新たなコンプライアンス手続きの導入

アジアニュースレター

2026年2月26日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)

[Andhika Indrapraja](#)

[Aindrapraja@wplaws.com](mailto:Aindrapraja@wplaws.com)

[我妻 由香莉](#)

[y.wagatsuma@nishimura.com](mailto:y.wagatsuma@nishimura.com)

[Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas](#)

[ytresnaningtyas@wplaws.com](mailto:ytresnaningtyas@wplaws.com)

インドネシアでは、法務省が管轄する会社設立、定款の変更、その他の行政手続きを改善するべく、2025年法務大臣規則第49号（以下「新規則」といいます。）が発効し、2025年12月17日に施行されました。

新規則は、外資系企業を含むすべての有限責任会社（Perseroan Terbatas）に適用され、法務省の電子システム（Sistem Administrasi Badan Hukum）（以下「SABH」といいます。）を従来の単なる手続き処理としての役割から、コーポレートガバナンスとコンプライアンス管理の中核的統制システムへ変革するものといえます。

新規則において、コーポレートガバナンスに直接影響し、各社へ即時の対応が求められる主な内容は以下の通りです。

### 1. 定款および会社情報の変更についての検証期間の延長

定款および会社情報の変更手続きの処理には、今後、（具体的な期間は予測困難であるものの）より長期間を要することが見込まれ、合併等の企業活動の効力発生日を特定の日付に設定している企業は、留意が必要です。新規則では、会社情報または定款の変更に関連する提出書類の審査のため最大14営業日の新たな評価期間が導入されます。書類が不完全であると判断された場合、評価期間はさらに7日延長される可能性があります。

定款および会社情報の変更には以下の事項が含まれます。

以下の定款記載事項の変更

- a) 名称または所在地の変更
- b) 目的および事業内容の変更
- c) 会社の存続期間の変更
- d) 資本金の増減
- e) 公開会社または非公開会社としての地位の変更
- f) その他の事項の変更

以下の事由による会社情報の変更

- a) 株式譲渡または額面変更による株主構成の変更

- b) 取締役会または監査役会の構成（再任を含む）の変更
- c) 定款変更を伴わない合併、買収および会社分割
- d) 会社の解散
- e) 会社の存続期間満了
- f) 株主名の変更
- g) 会社の住所の変更

2025年10月下旬以降、「実質的な検証手続き」も導入されていました。これは、既存株主に対し、(i)株式譲渡後の株主構成、(ii)取締役会または監査役会（コミサリス会）の構成、(iii)株主名に関する提出された情報について、システムを通じて事前に検証および確認することを求めるものです。株主は、法務省が発行する直接検証リンクを受領してから7日以内に検証要求に回答する必要があります。この検証は、定款変更の承認審査が開始されるための前提条件となります。新規則で導入された新たな検証スケジュールを踏まえると、この実質的な検証手続きが引き続き実施されるかどうかは今後の動向次第となります。

## 2. 実質的所有者の開示義務の強化

新会社の設立に際しては、今後は、実質的所有者を確認する取締役会による正式な声明書および指定された実質的所有者からの承認書または承諾書などの実質的所有者に関する書類提出が求められるようになります。

各社はこれらの要件を理解し、任命された実質的所有者と会社設立前に調整しておく必要があります。特に企業グループに属する会社では、実質的所有者からの正式な承認または承諾を得るために時間を要する場合がありますことから、事前の調整が重要となります。

## 3. 年次報告義務の拡大

従前の規則では財務諸表の提出のみが義務付けられていましたが、新規則は、年次報告の要件を大幅に拡大し、以下の2つの新たな手順が追加されます。

- a. 各社は今後、年次報告書について、会計年度終了後6か月以内に株主の承認を得、かつ当該年次報告書を公正証書として作成する必要があります。
- b. 承認後、各社は、公正証書作成日から30日以内に、以下の内容を含む包括的な年次報告書をSABH経由で法務省に提出する必要があります。
  - (i) 会社の事業活動に関する報告書
  - (ii) 社会的・環境的責任の実施に関する報告書
  - (iii) 当該会計年度中に会社の事業に影響を与えた重要な問題の概要
  - (iv) 前会計年度における監査役会の監督活動に関する報告書
  - (v) 取締役会および監査役会の構成員名簿
  - (vi) 前会計年度における取締役会および監査役会構成員の報酬

この拡大された年次報告義務に基づく書類の提出を怠ると、行政処分（書面による警告を含みます。）が科せられ、深刻なものではシステムへのアクセスが遮断される可能性もあります。このアクセス遮断により、重要な企業活動を実施できなくなり、業務に支障をきたすおそれがあります。

インドネシアで事業を展開中または展開予定の企業においては、円滑な事業運営とコストのかかる混乱を回避するため、早期の準備、綿密なデータ管理、積極的なコンプライアンス対応が肝要です。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)